

令和4年度～令和6年度
三重県立総合医療センター感染性産業廃棄物処理業務委託仕様書

この仕様書は、三重県立総合医療センターの感染性廃棄物の収集運搬及び処分の業務を適正に処理するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、3年間の業務委託をするものです。

1 委託の業務

三重県立総合医療センターから排出される感染性廃棄物の収集運搬及び処分業務

排出見込量	収集回数	1回の収集個数見込み
年間約1,127,100リットル (1年間)	週2回以上	20リットル容器6個、40リットル容器5個、50リットル容器11個、固形状感染性廃棄物容器（受託者が指定する容器）8,000リットル分

※収集日については当院と受託者で協議を行い、当院が指示する日で実施いたします。

※4トン車以上の進入が困難な場所で収集を実施しますので、ご了承ください。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

3 委託業務履行場所（排出事業所の所在地）

三重県四日市市大字日永5450-132 三重県立総合医療センター

4 感染性廃棄物の処分は、次のように実施してください。

- (1) 感染性廃棄物の処分受託業者は、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守してください。
- (2) 感染性廃棄物の処分受託業者において、自ら収集運搬を行わない場合については収集運搬業者を選定してください。（収集運搬業者を選定する場合は、収集運搬業者指定証明書（様式1）を提出してください。）
- (3) 感染性廃棄物の処理は、ダイオキシン等の排ガス規制値を下回る処理施設で実施してください。
- (4) 感染性廃棄物の処分方法は、焼却又は溶融処分としてください。
- (5) 感染性廃棄物の処理について、作業中の感染の危険性を防ぎ、衛生的に実施してください。
- (6) 感染性廃棄物の処理後の残さについては、感染のおそれがなく、安全性が確実に確保される方法で処理してください。
- (7) 感染性廃棄物の処分受託業者は、処分にあたって、個人情報流出等の事故を防止する万全の対策を実施してください。

5 感染性廃棄物の収集運搬は、次のように実施してください。

- (1) 感染性廃棄物の収集運搬受託業者は、廃棄物処理法等関係法令を厳格に遵守してください。
- (2) 感染性廃棄物の収集運搬受託業者において、自ら処分を行わない場合については処分業者を選定してください。（処分業者を選定する場合は、処分業者指定証明書（様式2）を提出してください。）
- (3) 感染性廃棄物が飛散し、又は流出しないようにしてください。
- (4) 当該収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じてください。
- (5) 感染性廃棄物の収集・運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し運搬してください。
- (6) 感染性廃棄物の収集・運搬を行う場合には、作業中の感染物への接触に注意し、感染事故が発生することのないよう実施してください。
- (7) 感染性廃棄物と他の廃棄物等が混載されたものをすべて感染性廃棄物の処分方法にしたがって処分する場合は、感染性廃棄物の運搬にあたって他の廃棄物と混載しても差し支えありません。
- (8) 収集運搬業務は、容器を指定の保管場所から収集運搬するところから始まるものとします。
- (9) 感染性廃棄物の収集運搬受託業者は、収集運搬にあたって、個人情報流出等の事故を防止する万全の対策を実施してください。

6 感染性廃棄物の処理の委託について

- (1) 廃棄物処理法の規定に基づき、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ直接委託契約を締結する。
- (2) 委託者（運搬業者、処分業者）は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）については、電子マニフェスト制度を活用して処理を行っていただきます。

7 使用する容器等の材質・規格

区分	材質	規格・仕様
20リットル	プラスチック	三甲株式会社 サンペールK #20-N
40リットル	プラスチック	三甲株式会社 サンペールK #40
50リットル	プラスチック	三甲株式会社 サンペールK #50
固形状感染性廃棄物容器	プラスチック・金属（ドラム缶）・紙（段ボール）等のうち、受託者が指定するもの	<ul style="list-style-type: none">・受託者が指定するものとする。・容量は80リットル以上200リットル以下。・密閉できること。・収納しやすいこと。・損傷しにくいこと。堅牢な容器であること。

		※参考 株式会社ユーパック 医療廃棄用ケース 80L K280×中芯 180×K280 A-F
--	--	---

※いずれも容器にバイオハザードマークを表示してください。

※容器等にかかる費用については、入札金額に含めてください。

8 その他

- (1) 単価契約の契約金額は、端数処理を行いません。
- (2) 委託費の請求は、収集運搬・処分の委託内容別に1か月分の排出量に契約単価を乗じて、円未満を切り捨てた額を毎月に請求することとします。
- (3) 受託者は、当院から委託された特別廃棄管理物を、受入から処分の完了までに、法令に基づき適正に管理する責任を負うものとします。
- (4) 業務の完了までに発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとします。
- (5) 受託者は、8の(3)、(4)の規定の信頼性を確保するため、損害賠償保険に加入するよう努めるものとします。
- (6) 当院が当該業務に係る施設の現場確認を実施する場合には、受託者は日程調整等協力してください。
- (7) 受注者が、行政機関から改善命令などの行政処分を受けた場合には、契約を解除することがあります。
- (8) 本仕様に定めのない細部事項は、当院と受託者が協議を行った上決定します。ただし軽微な事項は当院の指示に従うものとします。

